



撮影 / 内山りゅう

ウナギ類の資源管理・流通の現状について

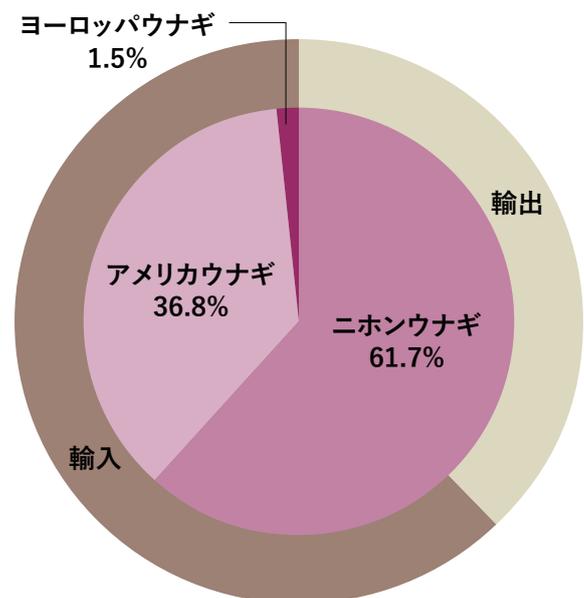
ウナギ類は世界各地で消費されていますが、多くの種で資源の減少が深刻な状況にあります。特にニホンウナギ、ヨーロッパウナギ、アメリカウナギはいずれも絶滅危惧種に指定されているにもかかわらず、IUU漁業や違法取引が後を絶ちません。ウナギの最大の消費国の一つである日本には、採捕、養殖、流通における責任ある対応が求められます。また、資源の持続的な利用に向け、関係国・地域による連携が不可欠です。

1. ウナギの流通と利用

ウナギは世界中で広く消費されています。私たちが食べるウナギのほとんどは稚魚（以下、シラスウナギ）を漁獲し、養殖して育てたものです。卵から育てる完全養殖¹の技術はまだ商業化されていないため、現在消費されているウナギは、すべて天然由来のものです。世界で確認されているウナギ属16種のうち、多くの種で資源の減少が見られます。特に、ヨーロッパウナギはIUCNレッドリストで最も絶滅に近い危険な状態とされる「近絶滅種（CR: Critically Endangered）」に、ニホンウナギとアメリカウナギは「絶滅危惧種（EN: Endangered）」に分類されています。

ウナギの資源を持続的に利用していくためには、多くのウナギが養殖・消費されている東アジア地域、そして日本の役割が非常に重要です。2024年に日本国内の小売店で販売されている133点のウナギの蒲焼についてDNAを用いて種を判別したところ、約6割がニホンウナギ、約4割がアメリカウナギでした。調査対象商品のうち、国産の51サンプルはすべてニホンウナギだった一方、輸入品（82サンプル・全て中国産）の半分以上がアメリカウナギで、わずかではありますがヨーロッパウナギも見つかっています。

図1：日本で消費されているウナギの種の割合



出典：Shiraishi et al. in press²

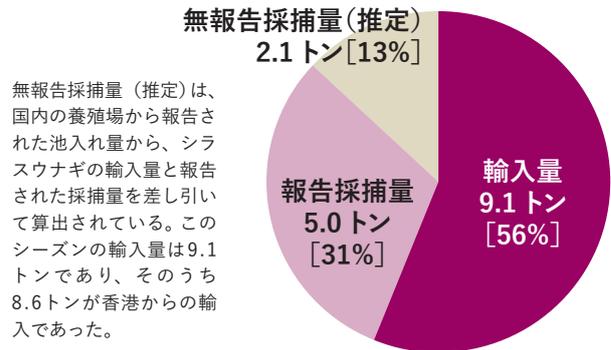
2. ニホンウナギの管理と課題

日本では、ニホンウナギの養殖や、養殖に用いるシラスウナギの採捕に、許可と報告が義務付けられています。しかし、国内でのシラスウナギ採捕については、実際の採捕量と報告量に差があり、この差が無報告の採捕量として問題視されています。近年は無報告量が減少傾向にあるとされていますが、過去10年間の各漁期における推定無報告量は1.5トンから9.6トンに達しており、池入れ量（養殖場に入れられるシラスウナギの量）に占める無報告量の割合は、10%から最大で52%にのぼります。こうした無報告採捕が発生する理由として、密漁や、採捕数量を意図的に低く報告する過小報告があると考えられています。

国内での採捕だけでは、養殖に必要なシラスウナギの量をまかないきれないため、日本では、毎年シラスウナギが輸入されています。水産庁の資料によると、過去10年間の各漁期におけるシラスウナギ輸入量は3トンから11.5トンで、池入れ量に占める輸入分の割合は、最小で16%、最大で76%となっています。特に、シラスウナギ漁が行われていない香港からの輸入が大半を占めており、原産地である台湾や中国から密輸出された後、香港産として輸入されている可能性も指摘されています。

漁業法改正に伴い、2023年12月からシラスウナギの密漁に対する罰則が強化されました。許可を得ずにシラスウナギを採捕した場合、3年以下の懲役または3,000万円以下の罰金が科されます。さらに、2025年12月からは特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（以下、水産流通適正化法）の下、シラスウナギ流通に関する新たな規制が開始される予定です。この法律では、日本国内で採捕されたシラスウナギの、採捕から養殖池に入るまでのトレーサビリティを確保するため、漁獲番号などの情報伝達が義務化されます。

図2：日本におけるニホンウナギ池入れ量の内訳（2023-2024年）



出典：ウナギをめぐる状況と対策について（水産庁）

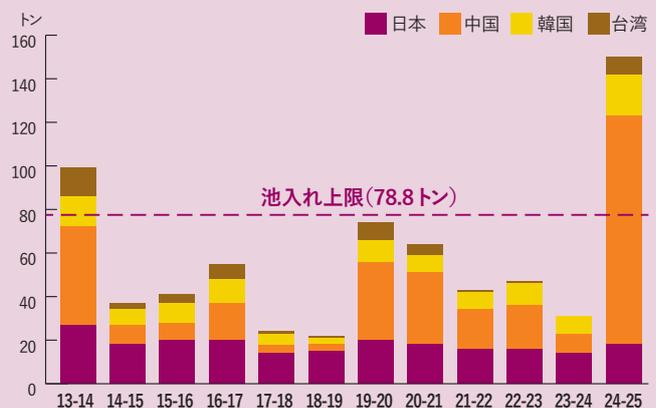
これにより、流通管理の透明化が期待されています。ただし、国外から輸入されるシラスウナギは、この規制の対象外となっています。

ニホンウナギは、日本を含む東アジアの共有資源であり、その資源管理には生息国・地域の協力が欠かせません。日本、中国、韓国、台湾は、ウナギの国際的な資源保護と管理を目的として、「非公式協議」と呼ばれる会合を開催しています。この枠組みでは、2014-2015年漁期以降、養殖に用いるシラスウナギの池入れ〔＝漁獲量と仮定〕上限量が設定されており、2013-2014年漁期の80%に相当する78.8トンが、ニホンウナギの東アジア全体の上限とされています。上限設定後、シラスウナギの採捕量は比較的低い水準で推移し、上限を超えることはありませんでした。しかし、業界紙の報道³によると、2024-2025年漁期には東アジア全体で150トン以上のシラスウナギが養殖場に入れられています。このことは、シラスウナギ上限設定が十分に機能していない可能性を示しています。

池入れ量制限とは

日本を含む東アジアでは、ウナギの養殖に使われる稚魚「シラスウナギ」の管理において、漁獲量ではなく「池入れ量」の制限を主軸としている。これは、東アジアではシラスウナギを直接食用とする習慣がほとんどなく、ほぼ全てが養殖に使われるという実態に基づくものである。そのため、養殖場に入る、すなわち、池入れされる量を管理すれば、間接的に漁獲量も管理できるという考え方である。2014年にニホンウナギの池入れ上限が東アジア全体で78.8トンと設定されて以降、池入れ報告量は上限の半分程度にとどまる年が続いた。2024-2025年漁期には状況が一変して好漁となり、制限を大きく上回る量が池入れされたと報じられている。

図3：東アジアにおける池入れ量の変遷



グラフのうち2023-2024年漁期までは非公式協議資料、直近の2024-2025年漁期は日本養殖新聞第1843号に基づく暫定値。

出典：共同プレスリリース⁴、日本養殖新聞第1843号

3. アメリカウナギの管理と課題

アメリカウナギは、大西洋のサルガッソー海で生まれ、北はカナダから、南はカリブ海にかけて生息しています。北米では、先住民による伝統的なウナギの利用が行われており、黄ウナギや銀ウナギはヨーロッパ向けにも輸出されていました。しかし2010年代前半にニホンウナギのシラスウナギ採捕量が減少し、さらにワシントン条約によってヨーロッパウナギの国際取引が規制されたことで、東アジアにおけるシラスウナギの需要は他の種へ向かうようになりました。そのひとつがアメリカウナギです。

その需要の高まりとともに価格が高騰し、アメリカでは違法行為が増加しました。密漁や密売の横行を受けて、アメリカ政府は「ブローキングラス作戦」を展開し、シラスウナギの密売人の逮捕や押収を行いました⁵。その後、主にシラスウナギが採捕されているメイン州では、漁業の許可制度の厳格化、取引の電子化と現金取引の禁止、州外へ持ち出す際の確認手続きなど、新たな規制が導入されました。これらの対応により、密漁や違法取引は減少したとみられています。

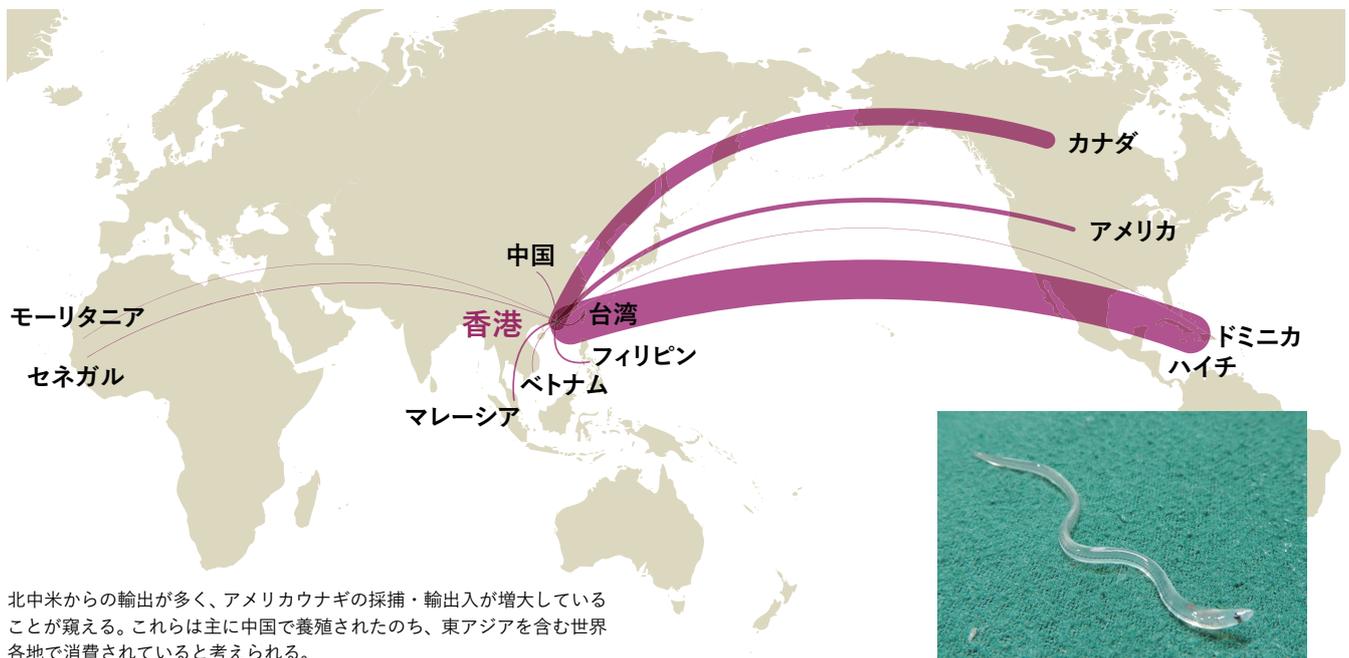
一方、カナダでは2020年頃から違法漁業が急増し、新たな社会問題となっています。カナダ全体で許可されているシラスウナギの採捕量は約10トンですが、2022年には約43トンのシラスウナギがカナダから香港に輸入されています。違法行為の拡大を受けて、カナダ政府は2024年のシラスウナギ漁を許可しませんでした⁶。しかし、同年にも、約42トンのシラスウナギがカナダから香港へ輸入されたことが記録されています。この中にはカリブ海諸国で採捕されたウナギも含まれていると考えられますが、カナダでも密漁されたシラス

ウナギの押収が報告されており、密漁・密輸出されたものも含まれる可能性があります。2025年には、カナダで新たにシラスウナギに関する法律が施行され、漁業だけでなく、シラスウナギの保持や輸出にも許可が必要となりました。ただし、カナダの漁業や取引管理が改善していくかどうかについては、引き続き注視が必要です。

アメリカウナギに対する養殖需要の増加により、これまで採捕が行われていなかった、ハイチ、ドミニカ共和国、キューバなどのカリブ海諸国でも、シラスウナギの採捕や輸出が始まりました。これらのウナギの多くは北米を經由して輸出され、その一部は「アメリカ・カナダ」原産として、香港を經由して東アジアに輸入されています。そのため、どの国からどのくらいの量が輸出されているのかが不明瞭な状況となっています。東アジアの輸入統計によると、2022年にはハイチから100トンものウナギの稚魚が香港に輸入されましたが、その実態は政情不安の影響もあり、把握が難しい状況です。2025年1月の国連安全保障理事会では、ハイチ情勢に関して、ウナギの密売が麻薬密売やマネーロンダリングに繋がっている可能性があるとして報告されています⁷。

北中米諸国で採捕されたアメリカウナギのシラスウナギは、多くの場合、香港を經由して中国で養殖されているとみられます。日本の小売店などで販売されているアメリカウナギについても、北中米からウナギの稚魚として東アジアに輸入され、中国で養殖された後に、活鰻（生きたウナギ）または加工品として日本市場に届けられています。

図4：香港へのウナギの稚魚の輸入元（2022年）



北中米からの輸出が多く、アメリカウナギの採捕・輸出入が増大していることが窺える。これらは主に中国で養殖されたのち、東アジアを含む世界各地で消費されていると考えられる。

出展：Shiraishi & Kaifu (2024)⁸を改変

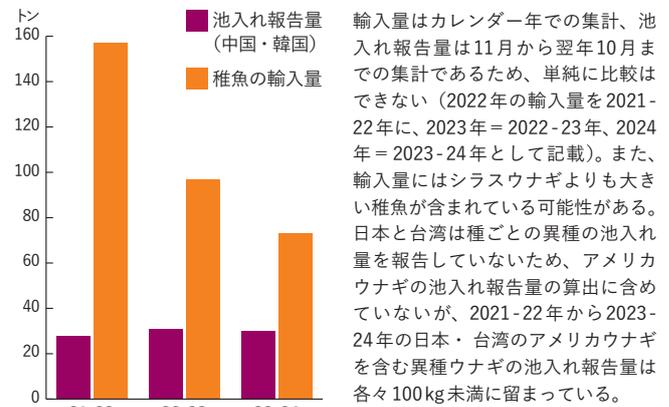
4. 東アジアでの異種ウナギ養殖の状況

日本、中国、韓国、台湾は、ニホンウナギ以外のウナギ類（以下、異種ウナギ）の種苗⁹の池入れ量について、2014-2015年漁期以降、「2014年の共同声明の水準から増やさないようにするための可能なあらゆる措置をとる」ことを毎年の「非公式協議」で確認しています。しかし、輸入統計によると、「非公式協議」の池入れ量を上回るウナギの稚魚が東アジアに輸入されており、報告数値と実態のずれが懸念されています（図5参照）。

EUが輸出を禁止しているヨーロッパウナギについては、現在もシラスウナギの押収や犯罪組織の摘発が続いており、密輸されたヨーロッパウナギが東アジアで養殖されている可能性は否定できません。ワシントン条約のデータベースによると、中国から日本に輸入されるヨーロッパウナギは、2017年以降、モロッコやエジプトなどの北アフリカ原産となっていますが、原産国から消費国に至るまでのトレーサビリティの確保は依然として困難とみられます。

東アジアの国・地域には、地域に生息するニホンウナギだけでなく、アメリカウナギやヨーロッパウナギなどの持続的な利用についても、養殖・消費国として責任ある対応が求められます。

図5：アメリカウナギの池入れ報告量と稚魚の輸入量の比較



輸入量はカレンダー年での集計、池入れ報告量は11月から翌年10月までの集計であるため、単純に比較はできない（2022年の輸入量を2021-22年に、2023年=2022-23年、2024年=2023-24年として記載）。また、輸入量にはシラスウナギよりも大きい稚魚が含まれている可能性がある。日本と台湾は種ごとの異種の池入れ量を報告していないため、アメリカウナギの池入れ報告量の算出に含めていないが、2021-22年から2023-24年の日本・台湾のアメリカウナギを含む異種ウナギの池入れ報告量は各々100kg未満に留まっている。

出典：中国・日本・韓国・台湾・香港の関税統計、共同プレスリリース⁴

5. ウナギの保全と持続的な利用にむけた解決策の具体例

国境をまたいで回遊するウナギ類を持続的に利用するためには、国際的な法的管理が有効です。

■ ウナギ類の国際資源管理の実現

- 国際資源管理を行う地域漁業管理機関（RFMO）の設立
- 資源評価結果など、科学的知見に基づく予防的管理の実現

■ ウナギ類の流通のトレーサビリティと透明化およびIUU漁業の廃絶

- 水産流通適正化法強化：国内対象種…親ウナギの追加／輸入対象種…シラスウナギ&親ウナギの追加
- EUや米国などと連携しIUU漁業由来水産物流通排除のための共通の国際的な法的枠組みの確立
- GDST等の国際基準に準拠したフルチェーントレーサビリティの確立

脚注・参考文献

1. 「完全養殖」とは、飼育環境下で誕生から繁殖までを完結させる養殖方法です。ウナギの完全養殖は実験室レベルでは成功していますが、2025年6月現在、産業的な応用は実現していません。
2. Shiraishi H, Han YS, Kaifu K (in press) Eel consumption in Japan: insights from genetic species identification and trade data. Fisheries Science
3. 日本養殖新聞 第1843号（2025年5月10日）
4. 「第17回ウナギの国際的資源保護・管理に係る非公式協議」共同プレスリリース <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100681440.pdf>
5. <https://www.justice.gov/archives/opa/pr/maine-men-sentenced-illegally-trafficking-american-eels>
6. Canada Gazette, Part I, Volume 158, Number 26: Possession and Export of Elvers Regulations <https://gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2024/2024-06-29/html/reg6-eng.html>
7. UN Security Council Briefing on the Situation in Haiti <https://www.unodc.org/unodc/en/speeches/2025/220125-un-security-council-briefing-haiti.html>
8. Shiraishi H, Kaifu K (2024) Early warning of an upsurge in international trade in the American Eel. Marine Policy, 159, 105938
9. 「種苗」とはこの場合養殖に用いる稚魚のことで、ウナギ養殖では通常シラスウナギのことを指します。しかし、より大きなサイズのウナギ稚魚が含まれる場合もあります。

本件に関するお問い合わせ

本ファクトシートは、WWFジャパンと中央大学白石広美・海部健三が共同制作したものです。

■ WWFジャパン 自然保護室海洋水産グループ 東京都港区三田1-4-18 三田国際ビル3階 fish@wwf.or.jp Tel: 03-3769-1718

■ 中央大学 研究支援室研究広報チーム 東京都文京区春日1-13-27 中央大学後楽園キャンパス kkouhou-grp@g.chuo-u.ac.jp Tel: 03-3817-7423・1675



人と野生生物が共に自然の恵みを
受け続けられる世界を目指して、
活動しています。

together possible™ wwf.or.jp

行動する知性。



理解を深めるために

